

那覇市公報

第 1 3 9 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則（健康推進課）…………… 284

告 示

- 平成 1 6 年度市政功労者の表彰について（秘書広報課）…………… 285
- 平成 1 6 年（2 0 0 4 年）6 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）… 287
- 平成 1 6 年度那覇市老人保健特別会計補正予算（健康推進課）…………… 288
- 平成 1 5 年度下半期那覇市の財政（平成 1 6 年 3 月 3 1 日現在）（財政課）… 289

公 告

- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 304
- 宅地の一般公開抽選処分について（真嘉比古島区画整理事務所）…………… 304

水道局規程

- 那覇市水道局人事評価規程…………… 307

病院管理規程

- 那覇市立病院公印規程の一部を改正する規程…………… 315

教育委員会規則

- 那覇市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部を改正する規則…………… 315

教育委員会訓令

- 那覇市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 319

教育委員会教育長訓令

- 那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 320
- 那覇市教育委員会職員の勤務の記録に関する規程…………… 323
- 那覇市教育委員会職員の名札の制式及び貸与に関する規程…………… 325

選挙管理委員会告示

- 指定在外選挙投票区の指定について…………… 327
- 選挙人名簿登録の抹消について…………… 328
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 328

規 則

那覇市規則第29号

平成16年 6 月15日

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則

那覇市健康診査費用徴収規則（平成10年那覇市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 女性の健康診査

第3条第3号中「又は50歳」を「、50歳、60歳又は70歳」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 前条第10号の健康診査 家庭の主婦、自営業の女性その他の健康診査の機会に恵まれない女性で18歳から39歳までのもの
別表中「別表」を「別表（第4条関係）」に、

「 を

乳がん検診	700円	500円
-------	------	------

」

「 に

乳がん検診	視診及び触診	800円	600円
	視診、触診及び乳房エックス線検査	3,000円	2,000円

」

改め、同表子宮がん検診（頸部^{けい}のみ）の項中「800円」を「900円」に改め、同表に次のように加える。

女性の健康診査（一般健診のみ）	800円	
女性の健康診査（一般健診＋DE XA法以外の骨粗鬆症 ^{しょう} 健診）	1,100円	
女性の健康診査（一般健診＋DE XA法の骨粗鬆症 ^{しょう} 健診）	1,400円	

付 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

告 示

那覇市告示 第 2 8 号

平成 1 6 年 5 月 2 8 日

掲 示 済

平成 1 6 年度市政功労者の表彰について

平成 1 6 年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第 2 条第 1 項に規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号 3 1 0 号

氏 名 まつもら おきたつ 松茂良 興辰 (6 2 歳)

現 住 所 那覇市 * * * * *

功績概要 昭和 4 8 年 8 月から 4 期 1 3 年余にわたり市議会議員を務め、市民福祉の向上及び市政発展に貢献した。

登録番号 3 1 1 号

氏 名 かめしま けんゆう 亀島 賢優 (6 0 歳)

現 住 所 那覇市 * * * * *

功績概要 昭和 6 0 年 8 月から現在まで 5 期 1 9 年余にわたり市議会議員を務め、その間 2 年間議長を歴任、市民福祉の向上及び市政発展に貢献している。

登録番号 3 1 2 号

氏 名 やまざと まさゆき 山里 昌幸 (6 4 歳)

現 住 所 那覇市 * * * * *

功績概要 昭和 5 3 年 1 0 月から現在まで 1 1 期 2 5 年余にわたり那覇市農業委員を務め、その間 2 期 6 年間、農業委員会会長を歴任、那覇市の農業発展に貢献している。

登録番号 3 1 3 号

氏 名 みやさと ちょうこう 宮里 朝光 (7 9 歳)

現 住 所 那覇市 * * * * *

功績概要 昭和 6 1 年より那覇大綱挽保存会理事に就任し、那覇大綱挽の継承発展に尽力する。また、那覇市文化財調査審議会会長を歴任し、文化財の調査・審議・指定、沖縄方言の普及など教育の分野においても貢献している。

登録番号 3 1 4 号

氏 名 ^{あらかき きよ}新垣 清 (7 3 歳)

現 住 所 那覇市 * * * * *

功績概要 昭和 5 4 年から自治会長として地域の自治会活動をはじめ、那覇市民生委員・児童委員や交通安全活動推進員、クリーン指導員等数多くの社会福祉活動や奉仕活動に献身的に取り組み、市民の安全と生活向上に貢献している。

登録番号 3 1 5 号

氏 名 ^{さくもと まさひこ}佐久本 政彦 (8 1 歳)

現 住 所 那覇市 * * * * *

功績概要 学校医として 2 0 年にわたり安全衛生面や児童生徒の健康保持増進に尽力した。さらに、那覇市公立保育施設の嘱託医師や認可外保育園の検診医師として小児医療保健へ貢献している。

登録番号 3 1 6 号

氏 名 ^{たから かずお}高良 一雄 (7 9 歳)

現 住 所 那覇市 * * * * *

功績概要 平成 3 年の那覇市クリーン指導員制度発足と同時に委嘱され、翌年度からはクリーン指導員連絡協議会会長として会員 3 0 0 人に先頭に立ち、また、那覇市一般廃棄物審議会委員として 3 期 6 年間務めるなど、ごみ問題に大きく貢献している。

登録番号 3 1 7 号

氏 名 ^{なかむら せいじ}仲村 正治 (7 2 歳)

現 住 所 那覇市 * * * * *

功績概要 那覇市議 2 期 7 年・県議会議員 2 期 7 年を経て衆議院議員をとして現在 6 期目。沖縄開発政務次官、内閣府副大臣を歴任し、本市のみならず本県の産業振興・経済発展のため貢献している。

登録番号 3 1 8 号

氏 名 ^{あかみね こうしん}赤嶺 幸信 (8 5 歳)

現 住 所 那覇市 * * * * *

功績概要 昭和 5 1 年 6 月から 3 期 1 2 年にわたり県議会議員を務め、那覇市のみならず沖縄県の発展に大きく貢献した。

登録番号 3 1 9 号

氏 名 ^{なかだ せつ}仲田 節 (7 5 歳)

現 住 所 那覇市*****
功績概要 昭和48年12月から30余年にわたり那覇市民生委員・児童委員を務め、その間地区民生委員協議会副会長を歴任し、組織の発展及び地域・市民福祉の向上に貢献した。

那 覇 市 告 示 第 2 9 号

平成 1 6 年 5 月 2 8 日

掲 示 済

平成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 6 月那覇市議会定例会の招集について

平成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 6 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 1 6 年 6 月 9 日 (水)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那 覇 市 告 示 第 3 1 号

平成 1 6 年 6 月 1 5 日

平成 1 6 年 5 月 2 4 日付けで専決処分を行った平成 1 6 年度那覇市老人保健特別会計の補正予算 (第 1 号) は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 6 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 1 6 年度那覇市の老人保健特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 2 7 , 9 5 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 , 3 8 1 , 5 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		14,702,040	77,171	14,779,221
	1 支払基金交付金	14,702,040	77,171	14,779,221
2 国庫支出金		5,701,060	48,324	5,749,384
	1 国庫負担金	5,701,060	48,324	5,749,384
3 県支出金		1,425,265	2,460	1,427,725
	1 県負担金	1,425,265	2,460	1,427,725
歳 入 合 計		23,253,639	127,955	23,381,594

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		8	7,640	7,648
	1 償還金	7	2,855	2,862
	2 繰出金	1	4,785	4,786
3 繰上充用金		0	120,315	120,315
	1 繰上充用金	0	120,315	120,315
歳 出 合 計		23,253,639	127,955	23,381,594

那覇市告示第 32号

平成16年6月15日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、平成15年10月1日から平成16年3月31日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成15年度下半期那覇市の財政(平成16年3月31日現在)

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位:千円、%)

区 分		予算現額	上半期	下半期	年 間	年 間
			収入済額	収入済額	収入済額	収入率
			支出済額	支出済額	支出済額	執行率
(1) 一般会計		105,867,625	43,505,540	41,657,791	85,163,331	80.4
			41,841,523	50,865,605	92,707,128	87.6
(2) 特別会計		82,059,900	30,778,063	40,646,605	71,424,668	87.0
			32,044,041	40,188,453	72,232,494	88.0
内 訳	土地区画整理事業	4,818,796	1,262,915	2,506,375	3,769,290	78.2
			945,746	2,611,027	3,556,773	73.8
	下水道事業	7,217,417	2,087,100	3,292,552	5,379,652	74.5
			2,649,679	3,381,069	6,030,748	83.6
	国民健康保険事業	30,633,225	10,653,277	14,606,221	25,259,498	82.5
			12,054,271	14,823,453	26,877,724	87.7
	老人保健	24,234,272	10,514,685	11,707,190	22,221,875	91.7
			10,701,871	11,832,329	22,534,200	93.0
	市街地再開発事業	66,624	799	37,673	38,472	57.7
			2,382	1,455	3,837	5.8
	介護保険事業	15,089,566	6,259,287	8,496,594	14,755,881	97.8
			5,690,092	7,539,120	13,229,212	87.7
合 計 (1) + (2)		187,927,525	74,283,603	82,304,396	156,587,999	83.3
			73,885,564	91,054,058	164,939,622	87.8

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位:千円、%)

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間 収入済額	年間 収入率
市税	32,504,371	18,306,900	13,466,656	31,773,556	97.8
地方譲与税	818,049	259,248	590,110	849,358	103.8
地方交付税	12,944,627	9,331,771	3,795,991	13,127,762	101.4
分担金及び負担金	955,383	482,279	514,078	996,357	104.3
使用料及び手数料	2,969,287	1,334,666	1,521,002	2,855,668	96.2
国庫支出金	27,399,072	6,953,110	15,004,056	21,957,166	80.1
県支出金	4,152,322	1,091,183	1,687,241	2,778,424	66.9
繰入金	1,351,143	0	1,312,081	1,312,081	97.1
繰越金	1,975,609	1,975,608	0	1,975,608	100.0
諸収入	1,805,166	529,684	1,078,536	1,608,220	89.1
市債	14,138,500	94,800	1,111,900	1,206,700	8.5
その他	4,854,096	3,146,291	1,576,140	4,722,431	97.3
合 計	105,867,625	43,505,540	41,657,791	85,163,331	80.4

歳 出

(単位:千円、%)

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間 支出済額	年間 執行率
議会費	786,552	366,729	355,822	722,551	91.9
総務費	9,832,733	3,115,331	4,734,264	7,849,595	79.8
民生費	35,012,262	16,362,898	17,724,777	34,087,675	97.4
衛生費	8,168,009	3,573,208	3,315,849	6,889,057	84.3
労働費	37,484	12,282	14,192	26,474	70.6
農林水産業費	186,787	85,814	68,227	154,041	82.5
商工費	1,878,100	561,853	649,184	1,211,037	64.5
土木費	21,944,565	6,385,250	9,651,943	16,037,193	73.1
消防費	2,779,215	1,111,792	1,292,263	2,404,055	86.5
教育費	13,220,695	4,180,120	7,173,566	11,353,686	85.9
災害復旧費	4	0	0	0	0.0
公債費	11,928,821	6,036,246	5,885,518	11,921,764	99.9
その他	92,398	50,000	0	50,000	54.1
合 計	105,867,625	41,841,523	50,865,605	92,707,128	87.6

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	2,749,690 m ²
②建物（学校、図書館など）	963,233 m ²
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	22,330,879 千円
④有価証券（株券）	3,609,352 千円

4 一時借入金の現在額

7,704,000 千円

5 市債残高

(単位：千円)

	普通会計	下水道事業	介護保険事業	水道事業	病院事業	合 計
財政融資資金	50,184,667	8,989,229	0	5,926,482	1,994,523	67,094,901
郵貯資金	176,800	0	0	0	31,344	208,144
簡保資金	33,323,211	4,982,943	0	0	0	38,306,154
公営企業金融公庫	2,447,560	6,570,584	0	3,527,998	14,200	12,560,342
市中銀行	14,820,124	2,000	0	0	83,178	14,905,302
共済等	148,109	0	0	0	0	148,109
特定資金	1,477,400	60,000	817,084	0	0	2,354,484
合 計	102,577,871	20,604,756	817,084	9,454,480	2,123,245	135,577,436

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

平成16年3月31日現在人口 310,180 人（外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 298,882 円

市民1人当たり市税負担額 102,436 円

(単位：千円)

1人当たり行政経費	298,882
議会費	2,329
総務費	25,307
民生費	109,896
衛生費	22,210
労働費	85
農林水産業費	497
商工費	3,904
土木費	51,703
消防費	7,751
教育費	36,604
災害復旧費	0
公債費	38,435
その他	161

7 平成15年度予算総括表

(単位：千円、%)

会 計 別	平成15年度 当初予算	平成14年度 当初予算	増減額	平成15年度対 前年度増減率	平成14年度対 前年度増減率
一般会計	102,653,000	100,204,000	2,449,000	2.4	2.7
特別会計	78,272,976	75,737,965	2,535,011	3.3	7.9
土地区画整理事業	3,709,887	3,159,636	550,251	17.4	-30.6
下水道事業	6,365,411	6,267,302	98,109	1.6	3.6
国民健康保険事業	30,368,706	28,916,615	1,452,091	5.0	6.2
老人保健	23,973,978	23,843,915	130,063	0.5	15.5
市街地再開発事業	321,884	28,441	293,443	1,031.8	304.1
介護保険事業	13,533,110	13,522,056	11,054	0.1	15.5
合 計	180,925,976	175,941,965	4,984,011	2.8	6.0

那覇市立病院業務の状況の公表

1. 事業の概要

主要統計

平成 16 年 3 月 31 日

項 目	単位	上半期	下半期	計
入院患者数	人	82,323	81,965	164,288
外来患者数	人	135,197	144,245	279,442
合計患者数	人	217,520	226,210	443,730
一日平均入院患者数	人	450	448	449
一日平均外来患者数	人	1,082	1,202	1,141
病床利用率	%	95.7%	95.3%	95.5%
入院収益	円	2,861,512,584	2,850,569,479	5,712,082,063
外来収益	円	1,249,372,352	1,301,822,393	2,551,194,745
入院患者 1 人一日平均収入	円	34,760	34,778	34,769
外来患者 1 人一日平均収入	円	9,241	9,025	9,130
病床数	床	470	470	470

2. 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分		予 算 額	上半期 執行額	下半期 執行額	執 行 額	執行率
第 1 款	病院事業収益	8,985,360,000	4,416,513,300	4,720,836,904	9,137,350,204	101.69%
第 1 項	医業収益	8,616,859,000	4,201,597,699	4,564,200,632	8,765,798,331	101.73%
第 2 項	医業外収益	366,315,000	212,635,256	156,465,829	369,101,085	100.76%
第 3 項	特別利益	2,186,000	2,280,345	170,443	2,450,788	112.11%

支出

区分		予 算 額	上半期 執行額	下半期 執行額	執 行 額	執行率
第 1 款	病院事業費用	8,711,556,000	3,751,858,178	4,861,877,116	8,613,735,294	98.88%
第 1 項	医業費用	8,497,363,353	3,663,711,559	4,765,836,376	8,429,547,935	99.20%
第 2 項	医業外費用	152,631,500	74,445,290	78,182,922	152,628,212	100.00%
第 3 項	特別損失	31,561,147	13,701,329	17,857,818	31,559,147	99.99%
第 4 項	予備費	30,000,000	0	0	0	0.00%

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分		予 算 額	上半期 執行額	下半期 執行額	執 行 額	執行率
第 1 款	資本的収入	774,753,000	297,322,000	41,830,000	339,152,000	43.78%
第 1 項	企業債	471,700,000	0	36,100,000	36,100,000	7.65%
第 2 項	補助金	5,730,000	0	5,730,000	5,730,000	100.00%
第 3 項	出資金	297,322,000	297,322,000	0	297,322,000	100.00%
第 4 項	固定資産売却 収入	1,000	0	0	0	0.00%

支出

区分		予 算 額	上半期 執行額	下半期 執行額	執 行 額	執行率
第 1 款	資本的支出	997,352,250	170,030,942	355,042,088	525,073,030	52.65%
第 1 項	建設改良費	694,043,250	20,336,400	201,428,530	221,764,930	31.95%
第 2 項	企業債償還金	303,309,000	149,694,542	153,613,558	303,308,100	100.00%

平成15年度 損 益 計 算 書 (下半期)
(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(単位: 円)

1 医業収益				
(1) 入 院 収 益	2,861,076,024	2,850,094,202	5,711,170,226	
(2) 外 来 収 益	1,249,200,987	1,301,645,741	2,550,846,728	
(3) その他医業収益	86,436,886	406,903,640	493,340,526	8,755,357,480
2 医業費用				
(1) 給 与 費	2,218,585,107	2,666,871,490	4,885,456,597	
(2) 材 料 費	819,390,313	1,031,452,712	1,850,843,025	
(3) 経 費	578,304,442	784,237,307	1,362,541,749	
(4) 減 価 償 却 費	103,429,000	99,924,019	203,353,019	
(5) 資 産 減 耗 費	23,826	5,689,218	5,713,044	
(6) 研 究 研 修 費	10,776,107	18,195,600	28,971,707	8,336,879,141
医 業 利 益				418,478,339
3 医業外収益				
(1) 受取利息配当金	11,701	57,867	69,568	
(2) 他会計補助金	0	115,035,000	115,035,000	
(3) 補 助 金	0	8,691,600	8,691,600	
(4) 負担金交付金	182,587,000	0	182,587,000	
(5) その他医業外収益	28,637,469	31,160,259	59,797,728	366,180,896
4 医業外費用				
(1) 支払利息	74,445,290	70,455,422	144,900,712	
(2) 雑損失	0	167,112,855	167,112,855	312,013,567
経常利益				54,167,329
5 特別利益				
(1) 過年度損益修正益	2,280,345	170,158	2,450,503	
(2) その他特別利益	0	0	0	2,450,503
6 特別損失				
(1) 過年度損益修正損	13,701,058	17,857,818	31,558,876	
(2) その他特別損失	0	0	0	31,558,876
当期純利益				△29,108,373
前年度繰越欠損金				4,537,793,230
当年度未処理欠損金				4,094,255,935

平成15年度 那覇市病院事業貸借対照表 (下半期)

(平成16年3月31日)

資 産 の 部

(単位:円)

1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	土地	1,348,246,798	
ロ	建物	7,737,277,983	
	減価償却累計額	3,522,762,116	4,214,515,867
ハ	構築物	203,205,385	
	減価償却累計額	151,195,342	52,010,043
ニ	器械備品	3,886,518,453	
	減価償却累計額	2,325,526,363	1,560,992,090
ホ	車両	4,230,000	
	減価償却累計額	1,324,440	2,905,560
ヘ	建設仮		10,191,680
	有形固定資産合計		7,188,862,038
(2)	無形固定資産		
イ	電話加入権	2,413,600	
	無形固定資産合計		2,413,600
	固定資産合計		7,191,275,638
2	流動資産		
(1)	現金預金	1,477,965,296	
(2)	未収金	1,551,630,671	
(3)	貯蔵品	29,104,257	
(4)	前払金	154,193,426	
(5)	その他流動資産	900,000	
	流動資産合計		3,213,793,650
	資産合計		10,405,069,288

負 債 の 部

(単位: 円)

1 固 定 負 債		
(1) 引 当 金		
イ 退職給与引当金	347,432,928	
ロ 修繕引当金	44,947,561	
固 定 負 債 合 計		392,380,489
4 流 動 負 債		
(1) 一 時 借 入 金	149,300,000	
(2) 未 払 金	797,261,311	
(3) 預 り 金	45,158,838	
(4) その他流動負債	900,000	
流 動 負 債 合 計		992,620,149
負 債 合 計		1,385,000,638
資 本 の 部		
5 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	7,801,738,626	
(2) 借 入 資 本 金		
イ 企 業 債	2,123,245,151	
借 入 資 本 金 合 計	2,123,245,151	
資 本 金 合 計		9,924,983,777
6 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 国 庫 補 助 金	3,003,417,748	
ロ 県 補 助 金	6,153,000	
ハ 受贈財産評価額	179,770,060	
資 本 剰 余 金 合 計	3,189,340,808	
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 当年度未処理欠損金	4,094,255,935	
欠 損 金 合 計	4,094,255,935	
剰 余 金 合 計		△904,915,127
資 本 合 計		9,020,068,650
負 債 資 本 合 計		10,405,069,288

3. 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借 入 先	前年度末 残高	上半期 借入高	上半期 償還高	下半期 借入高	下半期 償還高	今年度末 残高
財 政 融 資 資 金	2,222,221,768	0	122,873,259	21,900,000	126,725,268	1,994,523,241
沖 縄 県 労 働 金 庫	41,760,000	0	6,960,000	0	6,960,000	27,840,000
コ ザ 信 用 金 庫	82,677,864	0	13,642,489	0	13,697,059	55,338,316
郵 便 貯 金 資 金	43,793,619	0	6,218,794	0	6,231,231	31,343,594
公営企業金融公庫	0	0	0	14,200,000	0	14,200,000
計	2,390,453,251	0	149,694,542	36,100,000	153,613,558	2,123,245,151

一時借入金

単位：円

借 入 先	前年度末 残高	上半期 借入高	上半期 償還高	下半期 借入高	下半期 償還高	今年度 末残高
財 政 融 資 資 金 (起 債 前 借)	0	0	0	149, 300,000	0	149, 300,000
計	0	0	0	149, 300,000	0	149, 300,000

那覇市水道局業務の状況の公表

1 事業の概要

主要統計

平成16年3月31日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	308,225
給水戸数	戸	138,302
給水栓数	栓	92,773
総配水量	m ³	40,478,702
一日平均配水量	m ³	110,598
一日最大配水量	m ³	126,320
有収水量	m ³	38,501,480
有収率	%	95.12

水道料金調定・収納状況

平成16年3月31日現在 (税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
8,352,550,000	8,412,803,438	7,047,051,151	83.76	1,365,752,287

2 計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的收入及び支出

収 入

(単位:円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業収益	9,036,078,000	4,369,342,946	48.35%	4,700,549,666	52.02%	9,069,892,612	100.37%	
	第1項 営業収益	8,651,119,000	4,076,184,125	47.11%	4,634,854,514	53.58%	8,711,038,639	100.69%	
	第2項 営業外収益	132,709,000	40,802,738	30.74%	65,664,602	49.48%	106,467,340	80.22%	
	第3項 特別利益	252,250,000	252,356,083	100.04%	30,550	0.01%	252,386,633	100.05%	

支 出

(単位:円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業費用	8,601,537,000	2,979,657,339	34.64%	5,522,323,401	64.20%	8,501,980,740	98.84%	
	第1項 営業費用	7,985,873,000	2,747,592,305	34.40%	5,159,421,711	64.61%	7,907,014,016	99.01%	
	第2項 営業外費用	586,446,000	231,562,081	39.48%	354,873,321	60.51%	586,435,402	99.99%	
	第3項 特別損失	9,218,000	502,953	5.45%	8,028,369	87.10%	8,531,322	92.55%	
	第4項 予備費	20,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的收入及び支出

収 入

(単位: 円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的收入	522,350,500	15,620,644	2.99%	482,260,550	92.32%	497,881,194	95.31%	
	第1項 補助金	409,800,500	0	0.00%	409,800,500	100.00%	409,800,500	100.00%	
	第2項 出資金	28,264,000	0	0.00%	25,494,000	90.19%	25,494,000	90.19%	
	第3項 固定資産売却代金	15,620,000	15,620,644	100.00%	0	0.00%	15,620,644	100.00%	
	第4項 その他資本収入	68,666,000	0	0.00%	46,966,050	68.39%	46,966,050	68.39%	

支 出

(単位: 円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的支出	1,812,179,000	393,773,040	21.72%	1,256,788,136	69.36%	1,650,561,176	91.08%	
	第1項 建設改良費	1,363,500,000	182,424,874	13.37%	1,025,239,537	75.20%	1,207,664,411	88.57%	
	第2項 企業債償還金	428,678,000	211,348,166	49.30%	217,326,600	50.69%	428,674,766	99.99%	
	第3項 その他資本的支出	14,222,000	0	0.00%	14,221,999	99.99%	14,221,999	99.99%	
	第4項 予備費	5,779,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

平成15年度損益計算書

(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(単位:円)

1	営業収益	(上半期)	(下半期)	(年間計)	
(1)	給水収益	3,778,065,939	4,235,162,257	8,013,228,196	
(2)	その他営業収益	104,830,531	172,109,747	276,940,278	
(3)	受託工事収益	0	8,073,000	8,073,000	8,298,241,474
2	営業費用				
(1)	配水費	1,974,354,537	2,701,163,517	4,675,518,054	
(2)	給水費	198,109,062	585,257,323	783,366,385	
(3)	漏水防止費	47,220,377	65,852,916	113,073,293	
(4)	業務費	171,424,254	185,377,301	356,801,555	
(5)	総係費	244,738,671	448,186,208	692,924,879	
(6)	減価償却費	450,964,500	443,386,429	894,350,929	
(7)	資産減耗費	10,900,000	119,265,257	130,165,257	
(8)	受託工事費	0	7,850,700	7,850,700	7,654,051,052
	営業利益				644,190,422
3	営業外収益				
(1)	受取利息	35,038	35,817	70,855	
(2)	補償金	2,743,000	51,516,350	54,259,350	
(3)	土地物件収益	30,685,103	10,146,839	40,831,942	
(4)	雑収益	6,480,799	3,944,000	10,424,799	105,586,946
4	営業外費用				
(1)	支払利息	231,562,081	225,549,499	457,111,580	
(2)	雑支出	0	146,486	146,486	457,258,066
	経常利益				292,519,302
5	特別利益				
(1)	固定資産売却益	252,249,609	0	252,249,609	
(2)	過年度損益修正益	101,409	29,097	130,506	252,380,115
6	特別損失				
(2)	過年度損益修正損	479,015	7,646,069	8,125,084	8,125,084
	当年度純利益				536,774,333
	当年度未処分利益剰余金				536,774,333

平成15年度貸借対照表

(平成16年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		1,112,564,008	
ロ 建 物	1,050,261,862		
減価償却累計額	<u>466,545,619</u>	583,716,243	
ハ 構 築 物	32,079,753,252		
減価償却累計額	<u>8,292,696,254</u>	23,787,056,998	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,731,336,394		
減価償却累計額	<u>1,676,880,144</u>	1,054,456,250	
ホ 車 両 運 搬 具	31,607,889		
減価償却累計額	<u>22,315,648</u>	9,292,241	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	201,152,870		
減価償却累計額	<u>130,022,325</u>	71,130,545	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>126,278,000</u>	
有形固定資産合計			26,744,494,285
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		<u>913,300</u>	
無形固定資産合計			913,300
(3) 投 資			
イ その他投資		<u>210,366,064</u>	
投資合計			<u>210,366,064</u>
固定資産合計			26,955,773,649
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		4,229,067,077	
(2) 未 収 金		1,525,496,715	
(3) 貯 蔵 品		33,606,174	
(4) 前 払 金		<u>12,894,000</u>	
流動資産合計			<u>5,801,063,966</u>
資 産 合 計			<u>32,756,837,615</u>
負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 引 当 金			
イ 修 繕 引 当 金		178,194,000	
(2) その他固定負債		<u>170,985,494</u>	
固定負債合計			349,179,494

4 流 動 負 債

(1) 未 払 金	1,366,561,755	
(2) 前 受 金	4,890,381	
(3) 預 り 金	<u>256,482,368</u>	
流 動 負 債 合 計		<u>1,627,934,504</u>
負 債 合 計		1,977,113,998

資 本 の 部

5 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金	4,212,256,170	
(2) 借 入 資 本 金		
イ 企 業 債	<u>9,454,480,104</u>	
借 入 資 本 金 合 計		<u>9,454,480,104</u>
資 本 金 合 計		13,666,736,274

6 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	500,058,315	
ロ 国庫(県)補助金	13,142,241,906	
ハ 工 事 負 担 金	1,524,533,561	
ニ 補 償 金	<u>119,710,281</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		15,286,544,063
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	1,059,668,947	
ロ 建 設 改 良 積 立 金	230,000,000	
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>536,774,333</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,826,443,280</u>
剰 余 金 合 計		<u>17,112,987,343</u>
資 本 合 計		<u>30,779,723,617</u>
負 債 資 本 合 計		<u>32,756,837,615</u>
(注) 退職給与引当金取崩額	20,154,761円	
(注) 国庫補助金返還金	14,221,999円	

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財 政 融 資 資 金	6,168,924,545	0	242,442,194	5,926,482,351
公 営 企 業 金 融 公 庫	3,714,230,325	0	186,232,572	3,527,997,753
計	9,883,154,870	0	428,674,766	9,454,480,104

一時借入金 なし

公 告

那覇市公告第 1 3 号

平成 1 6 年 6 月 3 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 2・2・那 8 6 号 那覇新都心 8 号街区公園
- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市上之屋 1 丁目地内
- 5 事業の施行期間
平成 1 6 年 5 月 2 5 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、新都心銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 1 5 号

平成 1 6 年 6 月 1 5 日

宅地の一般公開抽選処分について

宅地（保留地）を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和 5 7 年那覇市規則第 1 0 号）第 2 条の規定に基づき、次の事項を公告する。

那覇広域都市計画事業

真嘉比古島第二土地区画整理事業

施行者 那 覇 市

代表者 那覇市長 翁長 雄志

1 宅地の位置、地積及び処分価格

真嘉比古島第二土地区画整理地区内 (2 画地)

12街区6画地 127.32m² 17,124,000円

73街区8画地 101.08m² 12,432,000円

2 資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

(1)未成年者、成年被後見人又は被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。

(2)宅地の抽選日において、本市内に住所を有する期間が3か月未満の者。ただし、当該区画整理事業に係る権利者を除く。

(3)過去10年間に本市から宅地(保留地)を買い受けた者。

3 抽選の日時及び場所

(1)日時 平成16年7月6日(火)午後2時から

(2)場所 真嘉比古島区画整理事務所

那覇市字真嘉比343-13 電話 886-8582

4 参加申込みの受付期間及び場所

(1)日時 平成16年6月22日(火)午前8時30分から

平成16年7月5日(月)午後5時まで

(土曜、日曜日可)

(2)場所 真嘉比古島区画整理事務所

那覇市字真嘉比343-13 電話886-8582

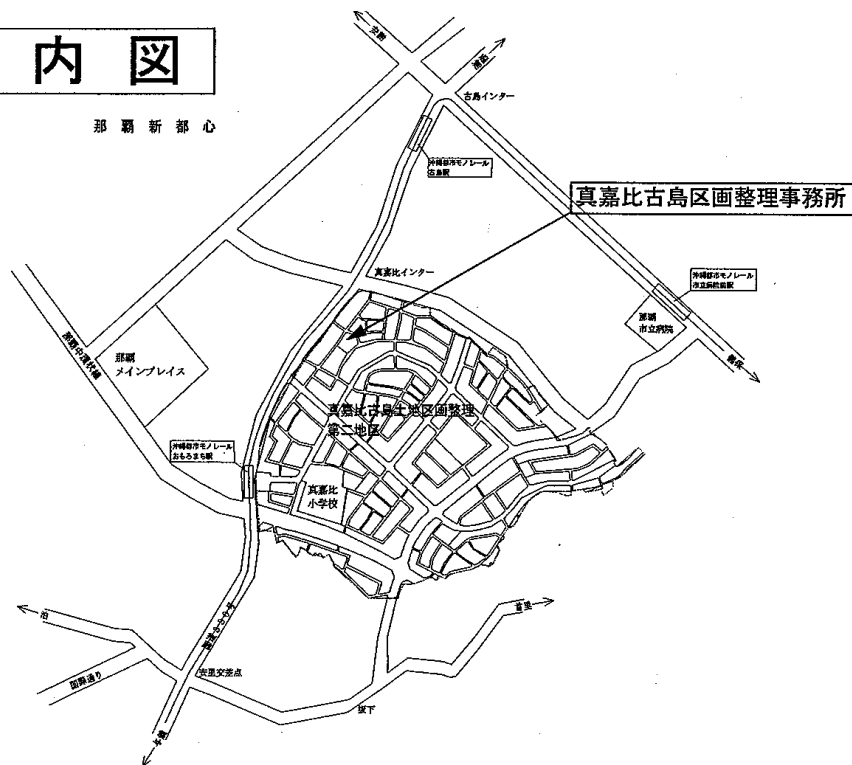
5 その他抽選に必要な事項

(1)抽選参加申込みは、1世帯又は1法人につき1筆とする。

(2)その他抽選に必要な事項については、真嘉比古島区画整理事務所にて配布する。

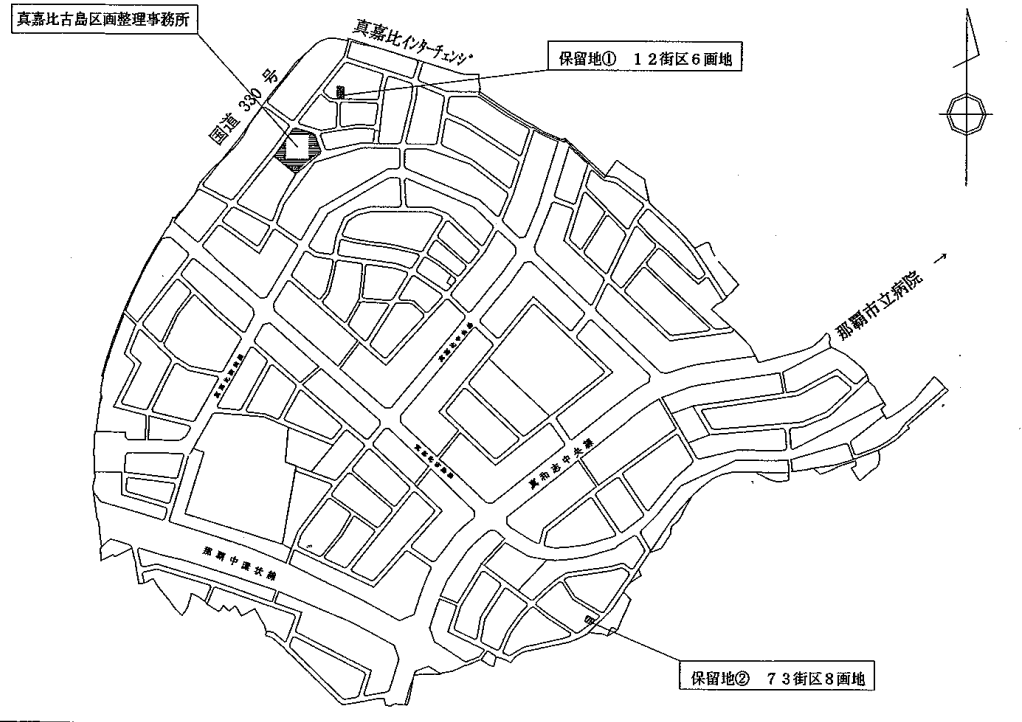
案 内 図

那 覇 新 都 心



真嘉比古島第二土地地区画整理地区

保留地位置図 (平成16年度 6月)



連絡先 那覇市 真嘉比古島区画整理事務所
換地担当

電話 : 886-8582 FAX : 886-8589

水道局規程

那覇市水道局規程第 13 号

平成 16 年 5 月 31 日

公 布 済

那覇市水道局人事評価規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局人事評価規程

(目的)

第 1 条 この規程は、那覇市水道局企業職員（以下「職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定め、人材育成、業務改善及び適正な人事上の処遇を行うことにより、効率的な行政運営を実現することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 この規程に定める手続により、勤務実績及び職務遂行能力を評価し、記録することをいう。
- (2) 勤務実績 職員が割り当てられた職務を遂行した実績をいう。
- (3) 職務遂行能力 職務の遂行に当たって顕れた職員の能力をいう。
- (4) 実績評価 職員の勤務実績の評価をいう。
- (5) 能力評価 職員の職務遂行能力の評価をいう。
- (6) 多面評価 部下等による評価をいう。
- (7) 評価者 実績評価、能力評価又は多面評価を実施する者をいう。
- (8) 被評価者 職員（水道事業管理者（以下「管理者」という。）が人事評価をすることが適当でないと認める者を除く。）で人事評価を受けるものをいう。
- (9) 評価シート 人事評価の記録様式をいう。

(基本原則)

第 3 条 人事評価は、職員の勤務実績及び職務遂行能力を当該職員の職務の種類並びに複雑、困難及び責任の度に応じて確実に判定し、職務への適性を公正に示すものでなければならない。

(人事評価の種類)

第 4 条 人事評価の種類は、実績評価、能力評価及び多面評価とする。

(評価者の責務)

第 5 条 評価者は、評価者の心構え（別表第 1 ）に留意し、職員の勤務実績及び職務遂行能力を評価し、評価シートに記録するものとする。

(被評価者の責務)

第 6 条 被評価者は、その趣旨に則り、評価の実施に必要な事項を評価シートに記載等しなければならない。

(基準)

第 7 条 人事評価の実施は、次に掲げる評価基準によるものとする。

- (1) 職位役割期待水準 (別表第 2)
- (2) 業務困難度設定基準 (別表第 3)

(実績評価の被評価者)

第 8 条 実績評価は、次に掲げる職員以外の職員について行う。

- (1) 地方公務員法第 22 条第 5 項に基づき臨時的任用をされた職員
- (2) 休職、長期の出張又は研修その他の管理者が認める事由により、公正な評価を実施することが困難であると認める職員

(実績評価の評価者)

第 9 条 実績評価の評価者は、第一次評価者及び第二次評価者とする。

- 2 実績評価の第一次評価者は、2 月 1 日 (以下「評価基準日」という。)における被評価者の直属の上司とし、第二次評価者は、評価基準日における当該第一次評価者の直属の上司とする。
- 3 職位上同等の職にある者については、相互に実績評価の評価者となることができない。この場合における評価者については、管理者が別に定める。
- 4 部長は、第 1 項又は第 2 項の規定により評価者となる者に事故その他の管理者が認める事由により当該評価者が実績評価を実施することが適当でないと認める場合においては、別の者を評価者として指名するものとする。

(実績評価の面談)

第 10 条 実績評価の第一次評価者は、被評価者と面談を行った上で評価をするものとする。

- 2 前項の面談の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(実績評価の対象期間)

第 11 条 実績評価の対象期間 (以下「評価対象期間」という。)は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(実績評価の手続)

第 12 条 実績評価の第一次評価者は、評価基準日までの勤務実績及び評価対象期間末日までの勤務実績見込を基に、評価基準日から 10 日以内に評価を行い、評価シートを第二次評価者に提出するものとする。この場合において、第二次評価者に評価結果を説明しなければならない。

- 2 実績評価の第二次評価者は、第一次評価者の評価結果及び説明等を参考に、評価基準日から 20 日以内に評価を行い、評価シートを第 15 条に規定する評価調整会議に提出するものとする。

(実績評価の補正)

第 13 条 実績評価の第一次評価者又は第二次評価者は、評価基準日から評価対象期間末日までの間に評価を補正すべき事由が生じたと認めるときは、評価対象期間の末日までに管理者に対して、評価の補正を申し出ることができる。

(能力評価)

第 14 条 第 8 条から前条までの規定は、能力評価について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「勤務実績及び評価対象期間末日までの実績見込」とあるのは「職務遂行過程」と読み替えるものとする。

(評価調整会議)

第 15 条 評価の不均衡を調整するため、評価調整会議を置く。

- 2 評価調整会議は、速やかに評価の調整を行い、2 月末日までに評価シートを管

理者に提出するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、評価調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(評価の決定)

第16条 前条第2項の規定により評価シートの提出があった場合、管理者は、速やかに評価を決定し、評価シートを総務課長へ送付するものとする。

- 2 総務課長は、評価シートを評価対象期間末日の翌日から5年間保管しなければならない。

(本人への評価シートの開示)

第17条 被評価者は、評価対象期間末日の翌日から1月以内に総務課長に対し当該評価対象期間に係る評価シートの開示を請求することができる。

- 2 総務課長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに被評価者に対して評価シートを開示するものとする。

(苦情申立て)

第18条 被評価者は、人事評価の結果等に関し苦情があるときは、評価対象期間末日の翌日から1月以内に苦情処理委員会へ苦情を申し立てることができる。

- 2 被評価者は、前項の申立てをしたことをもって不利益な扱いを受けることはない。

(苦情処理委員会)

第19条 前条第1項の規定による苦情申立てを審査するため、苦情処理委員会を設置する。

- 2 苦情処理委員会は、苦情申立ての審査の結果必要と認めるときは、評価者若しくは評価調整会議に対して指導し、又は評価決定者に対して評価の修正を提言することができる。

- 3 管理者は、前項の提言を斟酌し、評価を変更することができる。

(苦情申立ての手續等)

第20条 前2条に定めるもののほか苦情申立ての手續、苦情処理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(多面評価)

第21条 多面評価は、部長、副部長、課長(室長を含む。)その他管理者が必要と認める職にある者について行うものとする。

- 2 多面評価の評価者は、次に掲げる者のうちから管理者が指名するものとする。

- (1) 被評価者に直属する職員
- (2) 被評価者と職位上同等の職にある職員

- 3 前2項に定めるもののほか、多面評価の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(活用)

第22条 人事評価は、指導、研修及び配置換えに活用する。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 那覇市水道局人事評価制度導入のための試行に関する規程(平成14年水道局規程第12号)は、廃止する。

別表第1(第5条関係)

評価者の心構え

評価者は、人事評価を実施するに当たって公正を期するために次の事項を守るものとする。

- 1 想像や推定、あるいはうわさによるのではなく、日常の観察に基づいて適切な判断をすること。
- 2 性別、身分、信条、政治的意見、組合所属などによって差別しないこと。
- 3 縁故関係、友人関係、同情又は偏見・先入観によって判断を左右しないこと。
- 4 厳正な立場を堅持し、他人の思惑、特に被評価者の思惑又は被評価者の個人的な事情によって判断を左右されないこと。
- 5 被評価者の過去の過失又は将来の見込みにとらわれないこと。
- 6 被評価者の性格、年齢、勤務年数の長短、学歴などによって判断を左右されないこと。
- 7 評価実施で知り得た秘密は他人に漏らさないこと。
- 8 各評価者は、自己の責任において独立して判断すること。

別表第2(第7条関係)

職位役割期待水準

1 ライン職

職名	役 割 期 待 水 準
主事	市民サービスの視点及びコスト意識をもって担任業務を行う。 指示に基づき担任業務を正確に行う。 担任業務の進ちょく状況について、上司に報告、連絡、相談する。 必要なときは他の課員を支援する。 新採用職員、業務初心者、臨時・非常勤職員等に対し、担任業務に関連する実務上の指導、助言を行う。
主任主事	主事の役割期待水準に以下の事項を加える。 応用判断が必要な担任業務を正確かつ効率的に行う。 担任業務を効率化、改善する。 課の業務の効率化、改善を提案する。 後輩を指導、育成する。
係長	主任主事の役割期待水準に以下の事項を加える。 係の使命、目標を達成する。 各係員の能力や適性、業務の繁閑等を考慮して効果的に係業務を配分し、執行を管理する。 公平、公正に係員を指導、育成、評価し、係員の能力を向上させる。 係業務を効率化、改善する。 課長を補佐し、代行する。
課長	上位方針を受けて、課の使命、目標を達成する。 各課員の能力や適性、業務の繁閑等を考慮して効果的に課業務を配分し、執行を管理する。 公平、公正に課員を指導、育成、評価し、課員の能力を向上させる。 課業務を効率化、改善する。 課業務の進ちょく状況について、上司に報告、連絡、相談する。 上司を補佐し、代行する。 課業務に関連する、全庁的な業務の効率化、改善を企画・立案する。
副部長	部長の方針を受けて、下記の部長業務を補佐し、代行する。

部長	管理者を補佐し、代行する。 市の政策意思決定へ参画する。 高度な判断を要する事項についての市民対応を行う。 上位方針を受けて、部の使命、目標を達成する。 部業務の執行管理、人事管理を効果的に行い、効率的に行政運営を行う。 公平、公正に部員を指導、育成、評価し、部員の能力を向上させる。 部業務を効率化、改善する。 部業務の進ちょく状況について、管理者に報告、連絡、相談する。
----	--

備考

- 1 主事及び主任主事の職名区分はそれぞれの相当職を含むものとし、技工は主事、技工長は主任主事とする
- 2 新採用職員とは、採用後1年未満の者とする。
- 3 業務初心者とは、異動又は担当替えによりその業務に携わった期間が概ね6月に満たない者とする。

2 スタッフ職

職名	役 割 期 待 水 準
主査、 技査	主任主事の役割期待水準に以下の事項を加える。 担当業務及び特定課題について調査、研究し、解決する。 課業務の効率化、改善を企画・立案する。 課長を補佐し代行する。
主幹、 技幹	担当業務及び特定課題について調査、研究し、解決する。 担当業務の進ちょく状況について、上司に報告、連絡、相談する。 担当業務に関連する、全庁的な業務の効率化・改善を企画・立案する。 上司を補佐し、代行する。

備考

- 1 ライン職の役割を担っている場合は、ライン職の役割期待水準も適用する。
- 2 兼職の場合は、兼職の職位の役割期待水準も担う。

別表第3 (第7条関係)

業務困難度設定基準

困難度区分は、次のとおりとし、役職別の業務における困難度は、次の表に基づき設定するものとする。

H: 職位役割期待水準に比べ困難 M: 職位役割期待水準に相応 L: 職位役割期待水準に比べ容易

1 主事級適用

分類	定義	知識・技能	判断	責任	困難度
単純・定型業務	上司・上級者の指示・指導を受けながら、定められた方法や基準どおりに行う業務。単純な定型業務。	担当業務の遂行に必要なマニュアル、規定、その他これに準ずるもの等の基礎知識を要する。	所定の手順又は指示通りの手法に従っての仕事であり、ほとんど判断を要しない。	他の業務への影響は、ほとんどない。	L
熟練・定型業務	上司・上級者の指示のもと、定められた方法や基準に従い行う業務。	担当業務の遂行に必要なマニュアル、規定、その他これに準ずるもの等の基礎知識及び実務知識を要する。	マニュアル、規則等の適用に当たって、軽度の判断を行う。不明点は上司、上級者に指示を受ける。	失敗しても修正可能で、課内の他の業務へ若干の影響を与える程度である。	M
指導・支援業務	実務経験、専門的知識の下に、同僚に対してする指導・支援業務。	担当業務遂行に必要な基礎知識・専門的知識及びその関連する業務の一般的基礎知識を要する。	指導するに当たっては状況に対応した説明力、部分的判断を要する。	係員として係業務の遂行に影響を与える。	M
上記を超える熟練・非定型業務、判断業務又は企画・立案業務					H

2 主任主事級適用

分類	定義	知識・技能	判断	責任	困難度
熟練・定型業務	上司・上級者の指示のもと、定められた方法や基準に従い行う業務。	担当業務の遂行に必要なマニュアル、規定、その他これに準ずるもの等の基礎知識及び実務知識を要する。	マニュアル、規則等の適用に当たって、軽度の判断を行う。不明点は上司、上級者に指示を受ける。	失敗しても修正可能で、課内の他の業務へ若干の影響を与える程度である。	L
指導・支援業務	実務経験、専門的知識の下に、同僚に対してする指導・支援業務。	担当業務遂行に必要な基礎知識・専門的知識及びその関連する業務の一般的基礎知識を要する。	指導するに当たっては状況に対応した説明力、部分的判断を要する。	係員として係業務の遂行に影響を与える。	M
熟練・非定型業務、判断業務	概括的な指示に基づきかなりの実務経験、専門的知識の下に、応用性を持って行う非定型業務。	担当業務遂行に必要な基礎知識・専門的知識及びその関連する業務の一般的基礎知識を要する。	業務を処理するに当たって定められたルールはないが、概括的な仕事のやり方は指示されており、その範囲内での状況変化に対応した部分的判断を要する。	標準的業務の急所を預かっており、その誤りは他の業務への影響が大きい。	M
上記を超える熟練・複雑・非定型業務、判断業務又は企画・立案業務					H

3 係長級適用

分類	定義	知識・技能	判断	責任	困難度
熟練・複雑・非定型業務、判断業務	概括的な指示に基づきかなりの実務経験、専門的知識の下に、応用性を持って行う非定型業務。	係業務遂行に必要な基礎知識・専門的知識及びその関連する業務の一般的基礎知識を要する。	業務を処理するに当たって定められたルールはないが、概括的な仕事のやり方は指示されており、その範囲内での状況に対応した部分的判断を要する。またマニュアル、規則等の適用に当たって判断を要する。	標準的業務の急所を預かっており、その誤りは他の部門への修正も必要としやや影響が大きい。	M
指導・監督業務	係員に対する指導監督業務。	係業務遂行に必要な基礎知識・専門的知識及びその関連する業務の一般的基礎知識を要する。	係員の指導・監督業務をするに当たっては、状況に対応した判断を要する。またマニュアル、規則等の適用に当たって困難な判断を要する。	係業務の全般的な遂行に多大な影響を与える。	M
係業務に関わる企画・立案業務	係の業務に関する複雑な知識又は専門的知識及び深い実務経験により行う企画・立案業務。	広範囲の専門的知識及び関連知識を要する。	決められた方針・施策の下に、自己の裁量で仕事をすることが多く、応用判断を要し、また対外折衝又は他部門との調整を要する場合も多い。	係業務の要所に関わるものであり、その誤り・停滞は係の業務又は課の業務に遅れ等を来し、他の部門への影響が生じる場合もある。	M
上記を超える局の方針・施策に関わる企画・立案業務					H

4 課長級適用

分類	定義	知識・技能	判断	責任	困難度
判断業務、管理業務	課の業務全般に関する実務経験専門的知識の下に、状況に応じた判断を持って行う非定型業務。課員の業務遂行のための指導業務。	課の業務運営に必要な基礎知識・専門的知識及びその関連する業務の一般的基礎知識を要する。	局の方針の下に、状況変化に対応した判断を要する。	課業務の全般を預かっており、その誤り・遅滞は課業務の遅れ等を来し、他の部門への修正も必要とし影響が大きい場合も多い。	M
人事管理・指導業務	課員の業務遂行のための指導業務及び人事管理業務。	課の業務運営に必要な基礎知識・専門的知識及びその関連する業務の一般的基礎知識を要する。	課員からの信頼、状況変化に対応した判断を要する。	課業務の全般を預かっており、その不適当は課業務全体の沈滞等を来たす。	M
課業務に関わる企画・立案業務	課の業務に関する複雑な知識又は専門的知識及び深い実務経験により行う企画・立案業務。	広範囲の専門的知識及び関連知識を要する。	決められた方針・施策の下に、自己の裁量で仕事をし、応用判断を要し、また対外折衝又は他部門との調整を要する。	課業務の要所に関わるものであり、その誤り・停滞は課の業務又は部の業務に遅れ等を来し、他の部門への影響が生じる場合も多い。	M
局の基本方針・重要施策に関わる企画・立案業務	局の基本方針・重要施策に基づき又は局の基本方針・重要施策を決定するための課業務の運営に関わる複雑・高度な企画・立案・調整業務。	広範囲の専門的知識及び関連知識を要する。	局の基本方針・重要施策に従い、又は局の基本方針・重要施策を検討するために、高度な応用判断を要し、また困難な対外折衝又は他部門との調整を要する。	局の基本方針・重要施策に関わるものであり、その誤り・停滞は局の基本施策の決定、遂行に遅れ等を来し、対外的な影響も大きい。	H
決断・調整業務・統率業務	局の基本方針の下に、課の業務運営に関わる複雑・高度な管理・統率、決断・調整業務。	高度な体系的・論理的知識を要する。また高度な管理知識を要する。	企画力・分析力・応用力等をもって、ほとんどの判断は、自ら行わなければならない。	局の基本方針・基本施策に関わるものであり、その誤り、遅滞は、業務全般に及ぶほか、対外問題にまで発展する可能性がある。	H

5 部長級適用

分類	定義	知識・技能	判断	責任	困難度
判断業務、管理業務	部の業務全般に関する実務経験専門的知識の下に、状況に応じた判断を持って行う非定型業務。部員の業務遂行のための指導業務。	部の業務運営に必要な基礎知識・専門的知識及びその関連する業務の一般的基礎知識を要する。	局の方針の下に、状況変化に対応した判断を要する。	部業務の全般を預かっており、その誤り・遅滞は部業務の遅れ等を来し、他の部門への修正も必要とし影響が大きい場合も多い。	M
人事管理・指導業務	部員の業務遂行のための指導業務及び人事管理業務。	部の業務運営に必要な基礎知識・専門的知識及びその関連する業務の一般的基礎知識を要する。	部員からの信頼、状況変化に対応した判断を要する。	部業務の全般を預かっており、その不適当は部業務全体の沈滞等を来す。	M
部業務に関わる企画・立案業務	部の業務に関する複雑な知識又は専門的知識及び深い実務経験により行う企画・立案業務。	広範囲の専門的知識及び関連知識を要する。	決められた方針・施策の下に、自己の裁量で仕事をし、応用判断を要し、また対外折衝又は他部門との調整を要する。	部業務の要所に関わるものであり、その誤り・停滞は部の業務に遅れ等を来し他の部門への影響が生じる場合も多い。	M
市の基本方針・重要施策に関わる企画・立案業務	市の基本方針・重要施策に基づき又は市の基本方針・重要施策を決定するための部業務全般又は市政の運営に関わる複雑・高度な企画・立案・調整業務。	広範囲の専門的知識及び関連知識を要する。	市の基本方針・重要施策に従い、又は市の基本方針・重要施策を検討するために、高度な応用判断を要し、また困難な対外折衝又は他部門との調整を要する。	市政全般、基本方針に関わっており、その誤り・遅滞は市政の遅れ等を来し、対外的影響も大きい。	M
決断・調整業務・統率業務	市の基本方針の下に、部の業務運営に関わる複雑・高度な管理・統率、決断・調整業務。	高度な体系的・論理的知識を要する。また高度な管理知識を要する。	企画力・分析力・応用力等をもって、ほとんどの判断は、自ら行わなければならない。	その誤り、遅滞は、市政全般に及ぶほか、対外問題にまで発展する可能性がある。	M
上記を超える、高度な業務					H

備考

- 1 部長級とは、部長その他これに相当する職をいう。
- 2 副部長級（副部長その他これに相当する職をいう。）は、部長級適用とする。
- 3 課長級とは、課長その他これに相当する職をいう。
- 4 係長級とは、係長その他これに相当する職をいう。
- 5 主任主事級とは、主任主事その他これに相当する職をいう。
- 6 主事級とは、上記以外の職員をいう。
- 7 表中「上級者」とは、異動又は担当替えによりその業務に携わった期間が概ね6月を経過した者とする。

病院管理規程

那覇市病院管理規程第 16 号
平成 16 年 6 月 1 日
公 布 済

那覇市立病院公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院公印規程の一部を改正する規程

那覇市立病院公印規程（平成15年那覇市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「管理課長」を「管理課長及び医事課長」に、「1」を「2」に改める。

付 則
この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第10号
平成16年5月28日
施 行 済

那覇市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城洋子

那覇市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立幼稚園保育料の減免に関する規則（昭和58年那覇市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市民税所得割」を「市町村民税所得割」に改める。

第4条中「を通じて」を「及び」に改める。

別表中「37,000円」を「42,000円」に、「53,000円」を「64,000円」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

保育料減免措置に関する調書

年 月 日作成

幼児の氏名 (ふりがな)			幼稚園名	
年 月 日生 満 歳 月				
幼児の属する世帯の状況 (4月1日現在)				
氏 名	生年月日 (満年齢)	続柄	市町村民税課税額	
			均等割額	所得割額
	年 月 日生 (歳)			
	年 月 日生 (歳)			
	年 月 日生 (歳)			
	年 月 日生 (歳)			
	年 月 日生 (歳)			
	年 月 日生 (歳)			
	年 月 日生 (歳)			
幼児の保護者の住所・氏名	現住所		氏名	印
上記の者は、当幼稚園に在園する幼児であることを証明します。			幼稚園長	印
那覇市教育委員会教育長 様			年 月 日	

備考: 「幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にする者について記入すること。

第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式

保育料減免対象幼児名簿

(幼稚園)

番号	幼児氏名	幼 児 個 人 コード	保護者氏名	階層区分	就 園 人 員区分	減免額

第 3 号様式中「保育料等」を「保育料」に、「殿」を「様」に改める。

第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式

第 号
年 月 日

那覇市教育委員会教育長 様

那覇市立 幼稚園
園 長 印

幼稚園就園奨励費補助金に係る減免措置完了報告書

みだしのことについて、下記のとおり完了したので、保育料の減免確認書を添えて報告します。

記

減免額	人数	計	備考
計			

付 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市立幼稚園保育料の減免に関する規則の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の那覇市立幼稚園保育料の減免に関する規則の規定にかかわらず、なお、当分の間、従前の様式を使用することができる。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 6 号
平成 1 6 年 6 月 1 日
施 行 済

那覇市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令をここに定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 新 城 洋 子

那覇市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会職員服務規程（平成3年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（名札の着用）

第3条の2 職員は、勤務時間中名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。

2 ICカード読取機が設置された庁舎に勤務する職員（以下「読取機適用職員」という。）は、那覇市教育委員会職員の名札の制式及び貸与に関する規程（平成16年那覇市教育委員会教育長訓令第11号。以下「名札規程」という。）第1号様式に規定する名札を着用しなければならない。

3 前項に規定する職員以外の職員（以下「出勤簿適用職員」という。）は、名札規程第1号様式又は第2号様式に規定する名札を着用するものとする。ただし、教育長が指定したものを除く。

4 所属長が出張等により名札の着用を要しないと認めたときは、この限りではない。

第6条を次のように改める。

（出勤及び退勤の記録）

第6条 読取機適用職員は、出勤時及び退勤時に、自ら名札規程第1号様式に規定する名札による所定の操作を行って出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りではない。

2 出勤簿適用職員は、定刻までに出勤したときは、出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りではない。

3 出勤簿適用職員は、遅参したとき、又は早退しようとするときは、遅参早退簿に時刻を明記して自ら押印しなければならない。

4 前3項の手續を怠る者は、原則として無届欠勤として取り扱うものとする。

第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

（申請等の手續の特例）

第23条 この規程で定める申請等について、生涯学習部長が庶務管理システムによることが適当と認めるものについては、庶務管理システムによる所定の操作をもって当該申請等に代えるものとする。

付 則

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令 9 号

平成 1 6 年 5 月 2 8 日

施 行 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 仲田美加子

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程 (平成 3 年那覇市教育委員会教育長訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「職位のもの」の次に「(主幹及び技幹を除く。)」を加え、同条第 7 号中「(前号の規定により決裁することができるものをいう。以下同じ。)」を削り、同条中第 9 号を第 11 号とし、第 4 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 主幹 規則第 19 条第 1 項に規定する主幹をいう。

(5) 技幹 規則第 19 条第 1 項に規定する技幹をいう。

別表第 2 人事に関する事項の項 1 号中

「 を 「 に改め、同項 3 号中

係長以下
(学校に
勤務する
職員の内
校長の 3
日以内及
びその他
の職員の
7 日以
内)

主幹
技幹
係長以下
(学校に
勤務する
職員の内
校長の 3
日以内及
びその他
の職員の
7 日以内)

「 を 「 に改め、同項 4 号中

係長以下

主幹
技幹
係長以下

「 を 「 に改める。

係長以下

主幹
技幹
係長以下

別表第 2 財産に関する事項中

「 を

5	物品の購入及び寄附受入れ並びに不用品の処分に関する事 と。	500 万 円 以 上 3 , 000 万 円 未 満	150 万 円 以 上 500 万 円未満	50 万 円 以 上 150 万 円 未満	50 万 円 未 満	
---	----------------------------------	---	--------------------------------	-----------------------------------	------------------	--

「 」

5	物品購入の契約に関する事 と。	500 万 円 以 上 3 , 000 万 円 未 満	150 万 円 以 上 500 万 円未満	50 万 円 以 上 150 万 円 未満	50 万 円 未 満	
6	物品の寄附受入れ及び不用品 の処分に関する事と。			重要	軽易	

」

に改める。

別表第 4 中 2 号から 4 号までを削る。

別表第 5 学校給食センターに関する事項中 8 号を次のように改める。

8	臨時職員及び非常勤職員の休 暇の承認に関する事と。					○
---	------------------------------	--	--	--	--	---

別表第 5 学校給食センターに関する事項中 9 号を削り、10 号を 9 号とし、11 号を
10 号とし、12 号を 11 号とし、同表図書館に関する事項中 1 号を次のように改める。

1	分館の臨時職員及び非常勤職 員の休暇の承認に関する事と。					○
---	---------------------------------	--	--	--	--	---

別表第 5 図書館に関する事項中 2 号を削り、3 号を 2 号とし、4 号から 8 号まで
を 1 号ずつ繰り上げ、同表中央公民館に関する事項の項 2 号中

「 を 「 に改め、同項 4 号中

施設の使用許可に関する
こと。

施設の使用許可及びその
取消しに関する事と。

「 を 「 に改める。

社会教育関係団体との調整
資料の収集及び配布に関す
ること。

各種の団体、機関等の連絡・
調整、資料の収集、作成及び
配布に関する事と。

別表第 5 地区公民館に関する事項を次のように改める。

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	臨時職員及び非常勤職員（館長を除く。）の休暇の承認に関する事					○
2	教育費雑入に係る歳入の調定、納付又は納入の通知に関する事				2万円以上	2万円未満
3	委託契約に関する事				30万円以上100万円未満	30万円未満
4	物品の購入に関する事				30万円以上50万円未満	30万円未満
5	支出負担行為及び支出命令に関する事				30万円以上	30万円未満
6	施設の使用許可及びその取消しに関する事					○
7	各種学級及び講座等の企画運営に関する事					○
8	各種の団体、機関等の連絡・調整、資料の収集、作成及び配布に関する事					○
9	各種団体の講師あっせんに関する事					○

付 則

この訓令は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

那覇市教育長訓令第 10 号
平成 1 6 年 6 月 1 日
施 行 済

那覇市教育委員会職員の勤務の記録に関する規程をここに定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 仲 田 美 加 子

那覇市教育委員会職員の勤務の記録に関する規程

那覇市教育委員会職員出勤簿整理規程 (平成 3 年教育委員会教育長訓令第 2 号) の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職員 (県費負担職員を除く。) の勤務の記録に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務の記録の整理等)

第 2 条 職員の勤務の記録は、那覇市教育委員会の組織等に関する規則第19条第 1 項に規定する課長相当の職位のもの (主幹及び技幹を除く。) 並びに那覇市立小学校、中学校及び幼稚園の長 (以下「所属長」という。) が整理し、及び保管する。

2 所属長は必要に応じて、前項に規定する整理及び保管の一部を所属長の指定した者に行わせることができる。

(勤務の記録の表示)

第 3 条 所属長は、勤務時間等の割振り指定を庶務管理システム (コンピュータにより庶務の処理及び管理を行うシステムをいう。以下同じ。) 又は出勤簿等に表示しなければならない。

2 所属長は、適時、職員の勤務の記録を点検し、遅参早退簿、申請等と照査の上、別表により表示しなければならない。

(研修又は別勤における出勤確認)

第 4 条 職員が本市の主催する研修を受けるとき又は別勤をするときは、研修又は別勤の責任者は、その出欠を確認し、所属長に報告しなければならない。

(勤怠報告書及び年間勤怠調の提出)

第 5 条 所属長は、職員の勤怠を調査し、総務課長の定める要報告該当者について勤怠報告書により速やかに総務課長にその勤怠について報告しなければならない。

2 所属長は、前年度の職員の勤務について年間勤怠調を 4 月20日までに総務課長に提出しなければならない。

(総務課長による調査等)

第 6 条 総務課長は、職員の勤務の記録の整理状況に関し必要があると認めるときは、適宜調査するとともに、所属長に対して報告を求めることができる。

(出勤簿の提出及び保管)

第 7 条 出勤簿は、当該年度終了後速やかに総務課長に引き継がなければならない。

2 総務課長は、庶務管理システムにおける職員の勤務の記録及び前項の規定により引き継がれた出勤簿の保管の任に当たるものとする。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務の記録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

号	記録の種類		表 示	
			庶務管理 システム	出勤簿
1	出張又は赴任		出張	出張
2	研修		研修	研修()
3	別勤		別勤	別勤
4	週休日	全日	週休	週休日
		半日		半週休
5	週休日の振替え		振替	振替
6	半日勤務時間の割振り変更		半振	半振替
7	休日の代休日		代休	代休日
8	動員による代休		動員	動員()
9	年次有給休暇		年休	年休()
10	公傷病休暇		公傷	公傷
11	結核性療養休暇		療養	療養
12	私傷病休暇		私傷	私傷病
13	出産休暇		産休	産休
14	生理休暇		生休	生休
15	夏期休暇		夏休	夏休
16	忌引休暇		忌引	忌引
17	ボランティア休暇		ボ休	ボラン休
18	介護休暇		介護	介護休()
19	子の看護休暇		子看	子看護休
20	第10号から前号まで以外の 休暇		特休	特休()
21	組合休暇		組休	組休
22	職務専念義務免除		職免	職免()
23	停職		停職	停職
24	休職		休職	休職
25	在籍専従休職		専従	専従
26	育児休業又は部分休業		育休	育休()
27	欠勤		欠勤	欠勤()

備考

- 第 4 号において週休日が毎週土曜日及び日曜日の全日とされている場合には、週休日の表示を記入することを要しない。

- 2 表中の()内には、勤務を免除された時間数(第22号において、旧盆による場合にあっては旧、リフレッシュ休暇による場合にあっては勤務年数に応じて20年又は30年)を記入する。

那覇市教育長訓令第 11 号
平成 1 6 年 6 月 1 日
施 行 済

那覇市教育委員会職員の名札の制式及び貸与に関する規程をここに定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 仲 田 美 加 子

那覇市教育委員会職員の名札の制式及び貸与に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市教育委員会職員(ただし、教育長が指定したものを除く。以下「職員」という。)であることを表示するための名札の制式及び貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第 2 条 名札の制式は、第 1 号様式及び第 2 号様式のとおりとする。ただし、職制に応じて制式を別に定めることができる。

(貸与)

第 3 条 名札は、次に掲げるときに貸与する。

(1) 職員となったとき。

(2) IC カード読取機が設置された庁舎に初めて勤務することとなったとき。

(届出)

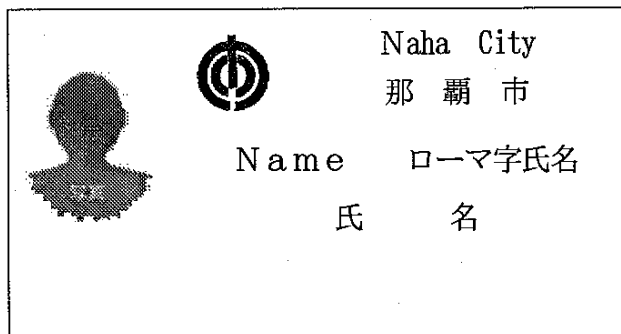
第 4 条 名札を損傷し、又は紛失したときは、名札損傷・紛失届(第 3 号様式)により教育長に速やかに届け出なければならない。

(返納)

第 5 条 名札は、職員でなくなったときは、速やかにこれを返納しなければならない。ただし、教育長が認めたものは除くものとする。

第1号様式 (第2条関係)

(表)



寸法 横 85ミリメートル 縦 54ミリメートル

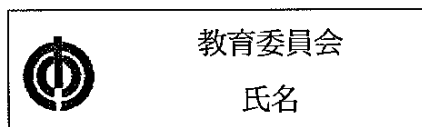
地質 ICカード

色 地色 薄水色 文字 黒色 市紋章 紺色

写真 上半身カラー (縁なし四角形) 横 30ミリメートル 縦 38ミリメートル

第2号様式 (第2条関係)

(表)



マーク 黄色(直径13ミリメートル)

寸法

横 65ミリメートル 縦 20ミリメートル

地質 プラスチック

色 地色 黒色 文字 白色 市紋章 黄色

第3号様式（第4条関係）

名 札 損 傷 ・ 紛 失 届					
所属					
職名		職員番号		氏名	
理由 ・ 紛失 ・ 損傷 ・ その他（ ）					
上記のとおり届け出ます。 年 月 日 那覇市教育委員会教育長 様 氏名 印					

付 則

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那霸市選挙管理委員会告示第21号

平成 16 年 6 月 2 日

揭 示 濟

指定在外選挙投票区の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の3第2項の規定により、次のとおり在外選挙投票区の指定をする。

那霸市選挙管理委員会
委員長 大城 勝夫

指定在外選挙投票区	第 5 1 投票区
-----------	-----------

那覇市選挙管理委員会告示第 2 2 号
平 成 1 6 年 6 月 2 日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 2 8 条の規定に基づき、次のとおり
選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 登録抹消者 比嘉 達弘 他 6 5 1 名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成 1 6 年 1 月 1 日から同年 1 月 3 1 日までに転出した者
又は職権消除された者
- 4 登録抹消者数 6 5 2 名 (内訳 男 3 5 6 名 女 2 9 6 名)

那覇市選挙管理委員会告示第 2 3 号
平 成 1 6 年 6 月 2 日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並び
に市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 4 0 年 3 月 2 9 日法律第 6 号) 第 4 条第
1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数並
びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第
1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)
第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合
併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 4 条の 2 第 1 5 項に規定する選挙権を
有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数 4 , 7 1 3 人
- 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 7 8 , 5 4 6 人
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 3 9 , 2 7 3 人